

国土利用計画（山梨県計画）の改定について

1 国土利用計画（山梨県計画）の概要

国土利用計画（山梨県計画）は、国土利用計画法に基づき策定されるものであり、都市計画、農業振興地域整備計画等の県土利用に関する各部局の部門計画の上位計画として位置づけられるものである。

（ただし、本計画では県土利用にかかる施策を新たに定めるものではなく、各部門計画のエッセンスを網羅したものであり、個別の県土利用を拘束するものではない。）

2 改定の方針

国土利用計画（都道府県計画）の策定は、法律に義務付けられてはいないが、県土利用に関する基本となる計画として、本県では、国土利用計画（全国計画）の改定に合わせて改定を実施しているところである。

現在は、第四次計画となるが、昨年度、全国計画が第五次計画に改定されたことから、次の方針により山梨県計画の改定を行うものである。

（1）全国計画との調整

山梨県計画は、全国計画を基本として策定することとなるため、全国計画を参考とする。

（2）ダイナミックやまなし総合計画との調整

ダイナミックやまなし総合計画及び各部門計画との調整を図る。

3 山梨県計画の内容

全国計画、山梨県計画、市町村計画ともに国土利用計画法施行令第1条の規定より、次の事項を定める。

①国土（県土）の利用に関する基本構想

②国土（県土）の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

③前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

4 今後のスケジュール

国土利用計画（山梨県計画）－第五次－への改定に向けてのスケジュールは次のとおりである。

- ・審議会及び市町村長の意見聴取
- ・国との調整
- ・パブリックコメントの実施
- ・国土利用計画（山梨県計画）－第五次－への改定（3月末を予定）